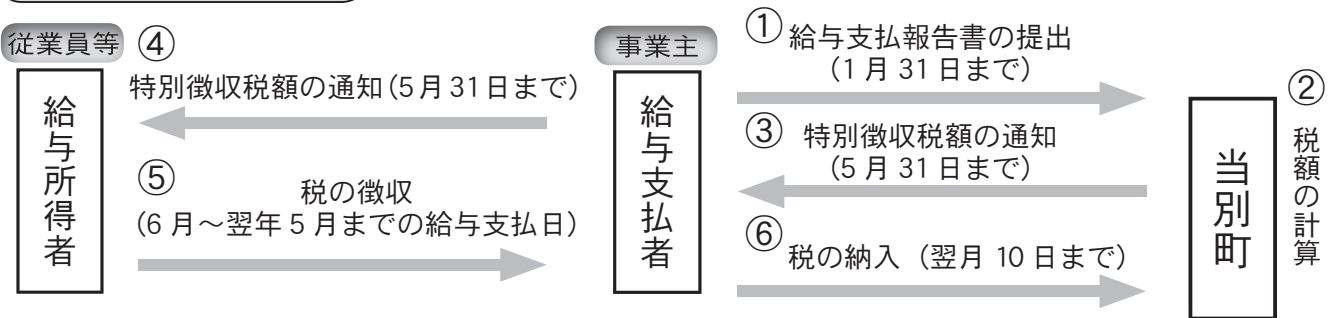


個人住民税の特別徴収を推進しています ～事業主の皆さんへ～

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同様に、住民税についても毎月従業員に支払う給与から徴収（天引き）して納入していただく制度です。

特別徴収に変更される場合は、役場税務課までご連絡下さい。

特別徴収の流れは？



特別徴収へ切り替えるメリットは？

特別徴収は、従業員（給与所得者）の方にとって納期が12回になり、1回あたりの納税額が少なくなる便利な制度です。

■例 住民税の年税額が12万円の場合

- ・普通徴収の場合（納期が4回の場合）～納期毎に3万円
- ・特別徴収の場合～毎月1万円

▼問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)



後期高齢者健康診査で確認しましょう ～高齢者に増えている糖尿病と認知症の合併～

血糖が高い状態は糖尿病による合併症だけではなく、「認知症」の危険も高めることが近年注目されています。高血糖の状態が続くと脳の新しい記憶をつかさどる海馬（かいば）が縮まり、認知症を引き起こします。糖尿病の方は糖尿病ではない方より、認知症の発生率は2倍と高く、糖尿病予備群の方も発生率は高いことがわかっています。

血糖値は食事・運動等の生活習慣が関係しており、毎年健診を受け血糖値を確認し、健診結果から生活習慣を振り返ることが重要です。

▼対象者 当別町に在住の後期高齢者医療の被保険者

▼期限 平成27年3月31日まで

▼料金 600円

▼持ち物 被保険者証、受診券（オレンジ色）、問診票

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 4044)

※実施医療機関については、本誌P.20「健康ひろば」をご覧ください。

